

岐阜県公報

第 千 九 百 六 十 二 号
平 成 二 十 年 七 月 八 日
(火曜日)

目 次

告 示

- | | | |
|------------------------------|-----------|--------------------|
| ○解除予定保安林とする旨の通知 | (治 山 課) | 四八五 ^{ページ} |
| ○保安林の指定解除予定 | (東濃農林事務所) | 四八五 |
| 選挙管理委員会告示 | | |
| ○個人演説会等を開催することができる施設の所在地の変更等 | (選挙管理委員会) | 四八六 |
| ○施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更 | (同) | 四八六 |
| 公 示 | | |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証申請 | (環境生活政策課) | 四八七 |
| ○届出受理事務の委任 | (生活衛生課) | 四八七 |
| ○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 | (商業流通課) | 四八八 |
| ○職業訓練指導員試験の実施 | (労働雇用課) | 四八九 |
| ○基本測量の実施 | (用地課) | 四九〇 |
| ○落札者等に関する公示 | (技術検査課) | 四九〇 |

告 示

岐阜県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
多治見市弁天町三丁目一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の一五
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所

多治見市弁天町三丁目の一（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所
多治見市虎溪山町一丁目五〇の一（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
公衆の保健
三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県東濃農林事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人

演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の所在地の変更等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十年七月八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 所在地の変更

市町村名	施設の名	所	在	地
中津川市	中津川市馬籠4797番地235 中津川市山口4797番地240	変更後	中津川市馬籠4797番地235	
		変更前	中津川市山口4797番地240	

2 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名	所	在	地
海部市	海部市平田町今尾915番地1			

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり所在地の変更があったので、その旨告示する。

平成二十年七月八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

所在地の変更

施設の名	変更後	変更前
施設の名		

公 民 館 人 保 護 施 設 中 津 市 中 路 台 6 丁 田 13 番 地 5
公 民 館 人 保 護 施 設 中 津 市 中 路 台 6 丁 田 13 番 地 5
公 民 館 人 保 護 施 設 中 津 市 中 路 台 6 丁 田 13 番 地 5

公 示

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域産業支援ネットワーク

三 代表者の氏名 間仁田 幸雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市御殿町一丁目三八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、西濃地域の中小零細企業の経営課題、とくに構造的、長期的な経営課題に対して、継続的かつ親身な立場で支援する事業や、共同技術開発、共同受注等による企業間提携に関する事業、並びに大学が開発した技術の事業化等による産官学の連携に関する事業を行い、且つこれ等事業に携わる推進者として、企業、行政、研究機関等に在職した経験豊富な専門能力のある人々を活用することにより、仕事と生きがいを両立させた新ライフスタイルの実現を図り、併せて地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 YU-YU パソコンクラブ

三 代表者の氏名 小森 光雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町中之元一〇六番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者（シニア）に対して、主としてパソコンを使うことにより積極的な社会参加を促すための事業を行い、もって生涯現役としての「生きがいの持てる環境」づくりに寄与する。

。届出受理事務の委任

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第五条の二第二項の規定により次のとおり調理師業務従事者届出受理事務を委任したので、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三十三号）第十五条の二において読み替えて準用する同令第二条の二第一項の規定により公示する。

平成二十年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

1 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社団法人岐阜県調理師連合会

所在地 岐阜市司町一番地

2 届出受理事務を取り扱う事務所の所在地

名 称	所 在 地

- 二 行わせることとした届出受理事務の範囲
- 1 調理師業務従事者届出の受理
- 2 帳簿の備付け及び保存

岐阜市調理師連合会	本巣郡北方町高屋白木一丁目三五番地
伊奈波調理師協会	各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内
羽島調理師協会	各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内
西濃調理師協会	大垣市江崎町四二二番地の三 西濃保健所内
海津市調理師協会	海津市平田町三郷二二〇二番地の一
養老郡調理師協会	養老郡養老町高田四五番地の一
揖斐本巣調理師協会	揖斐郡大野町黒野塚廻り一九一番地 西濃保健所揖斐セ ンター内
中濃調理師会	美濃市生櫛一六二番地の二 関保健所内
可茂調理師協会	可児市下切二五八七番地の一
郡上調理師会	郡上市八幡町初音一七二七番地の二 関保健所郡上セン ター内
多治見調理師協会	多治見市上野町五丁目六八番地の一 東濃保健所内
恵那調理師協会	中津川市手賀野七二九番地の一
中津川調理師協会	中津川市北野丸山八六九番地の一
益田調理師会	下呂市森八五九番地の三一 中央ビル二階
高山調理師会	高山市総和町二丁目四八番地
南古城調理師会	飛騨市古川町杉崎一二六九番地
神岡調理師会	飛騨市神岡町東町三七八番地
上宝調理師会	高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根七二三番地

- 3 届出受理結果の報告
- 4 届出該当調理師に対する周知及び指導
- 5 その他届出受理事務の実施に必要な事務
- 三 届出受理事務を行わせることとした年月日
平成二十年六月五日
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。
- なお、その意見書は平成二十年七月八日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。
- 平成二十年七月八日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 建物の名称及び所在地
（仮称）ケースデンキ中津川パワフル館
中津川市中津川二九四六番一 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。
- なお、その意見書は平成二十年七月八日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。
- 平成二十年七月八日
- 岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ビックリブ可児店

可児市下恵土字針田四二一四番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

○職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第四十五条第二項の規定により公示します。

平成二十年七月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

三 受験資格

職業能力開発促進法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の

全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成二十年十月十四日(火)

岐阜市学園町二丁目三三番地

岐阜県人材開発センター

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類(合格証書、免許証等の写し)

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本(試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要)

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄にはり付け、納付してください(消印はしないでください。)

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県産業労働観光部労働雇用課

平成二十年九月一日(月)から同月十日(水)までです。

郵送の場合は、九月十日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成二十年十一月四日(火)に岐阜県産業労働観光部労働雇用課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者あてに合格証書を交付して通知します(不合格者には通知しません。)

また、この試験に合格した者には、申請（別途申請手数料が必要）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成二十年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果
 - 職業訓練指導員試験の得点
 - 2 提供期間
 - 合否発表の日から一か月間
 - 3 提供する場所
 - 情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階） 電話〇五八―二七二―一一一 内線二二一九）
 - 4 提供を受けるために必要な書類等
- 試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。
- (一) 受験票
- (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- その他

十
その他

- 1 受験申請用紙は、岐阜県産業労働観光部労働雇用課において交付します。
なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手をはり、あて先を明記した返信用封筒（角形二号）を必ず同封してください。
- 2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。
- 3 受験申請書を審査し、受験資格を認めたとときは、後日受験票を送付します。
- 4 この試験について不明な点は、岐阜県産業労働観光部労働雇用課産業人材育成担当（電話〇五八―二七二―一一一 内線三二二八）に問い合わせてください。

○基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十年七月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
- 二 作業種類
- 三 作業期間
- 四 作業地域

○落札者等に関する公示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年七月八日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県設計積算システム関連機器の賃貸借及びその維持管理業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成20年4月4日
- 4 落札者を決定した日 平成20年5月14日
- 5 落札者の氏名及び住所 岐阜市柳津町流通センター丁目8番地4
株式会社インソフアーム
代表取締役 辻 博文
- 6 落札金額 33,262,950円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部技術検査課
(2) 所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

平成二十年七月八日印刷

平成二十年七月八日発行

岐阜市藪田南二丁目二番一号

発行者

発行所
岐
阜
県
庁

印刷者 岐阜市三輪ふりんとぴあ十三一
印刷所 岐阜市三輪ふりんとぴあ十三一
飯尾 岐阜市三輪ふりんとぴあ十三一
文芸 岐阜市三輪ふりんとぴあ十三一
寛 岐阜市三輪ふりんとぴあ十三一

印刷所 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社

定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）